

世界を牛耳る国際金融資本 ⑤

あるべき通貨制度

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



経済学の怠慢

これまでの4回の連載を通じて、国際金融資本が国家から通貨発行権を奪取し絶対的権力を確立させたことが、全世界の政治経済を大きく歪めてきた原因であることについて述べた。

しかし、絶対的権力は絶対的に腐敗する。(ジョン・アクトン)ことは歴史が証明している。国際金融資本からの脱却を目指す我が党として、国際金融資本が構築した経済制度機構を打倒するための指導的理論「あるべき通貨制度」の概論を提案することで本連載の最終回としたい。

まず、これまでの近代経済学もマルクス経済学も、通貨制度の本質について全く考察してこなかったことが、国際金融資本の跳梁跋扈を許したということである。

導の国家となっている状況にある。

いずれにしても、これまでの経済学は、通貨制度の本質を全く考察しなかったため、MMTという新自由主義が生み出したあだ花の管理通貨理論によって金融資本主義の横暴を阻止できる理論と方策を提示することができないでいる。こうして、現代の経済学は、今もなお経済(経世済民)の本質と方向性を完全に見失っているのである。

通貨発行権の本質

そこで、あるべき通貨制度について考察する必要がある。生じるのであるが、そもそも、通貨発行権を国家が独占するまでは誰が理論的意味において通貨発行権を持ち、それがどのような理由によって国家又は第三者が取得することになったのか。

思うに、財(商品など)と媒介貨幣との関係は、形影相俎うかの如く、物(財)に陽が当たれば(流通すれば)陰(貨幣)ができる様子と同じである。これが商品貨幣の場合は全く問題なかった。商品貨幣は、価値実体のある商品自体の価値があったことから物々交

差を生む元凶であるとしたマルクスの考えを忠実に実践しようとし、いわゆる1919年テーゼ(同年3月の第8回党大会で採択された党綱領)で、貨幣を廃止する準備をすることを明記した。ところが、翌年、この方針を取り消してその後は貨幣の廃止をすることがなくなり、マルクス主義はこの時点で理論的に破綻したことを殆どの学者、研究者が全く指摘しない。

その後は、ソ連は共産主義国家ではなくなり、国家自身が資本主義のプレーヤーとなる「国家資本主義」の東側と、従来通り資本家が資本主義のプレーヤーとなる「資本家資本主義」の西側とが対立するという世界の資本主義経済構造が生まれ、現在のロシアと中共などは、資本家資本主義を取り入れた国家資本主義主

換の延長線上で説明ができたからである。

つまり、貨幣は、財(商品など)との関係で、財(商品など)の存在を原因として認められる有因の有価証券(有因証券)であり、無因証券である約束手形などとは異なる。いわば、貨物引換証や船荷証券と同様の有因的性質のものといえる。

しかし、個別的な財に対応する個別的貨幣を取引毎に発行するのは現実的には不可能であるから、個別的対応から総額の対応をした貨幣(全体的貨幣)を発行することになる。

こうして、国民は、商品と交換する際に必要な通貨を発行する権限を国家に委譲することになる。

国家に通貨発行権が委譲されることにより、貨幣は、法的な強制通用力を有する「通貨」(法貨)となる。通貨が商品価値を表象し化体するものであれば、それは単に法的な強制があればよいのではなく、財の実物価値と等価的な対応関係が維持されているとする国民の信頼を得なければならぬ。

そして、その信頼の根底には、取引ごとの個別的貨幣が通貨として認識できる根拠としての論理が存在し

本位制を採用すべき根拠

なければならぬ。それは、個別的貨幣が個別的通貨への転化する消息を手形に擬えて説明できるといふことである。つまり、取引当事者間だけに限定した考察では、個別的貨幣は、約束手形と同様に、買主が振出人（貨幣発行権者）であり売主が受取人となる。ところが、ここに国家が介入してくるとなると、国家は為替手形の引受人の地位に置かれて個別的通貨となる。約束手形から国家が引受人となる為替手形へと転換するのである。

そして、通貨であることから、振出人も受取人も無記名となり、国家（引受人）と受取人及びその承継人である所持人だけの関係となる。このようにして、個別的貨幣が個別的通貨になる。個別的通貨では、個別的な価値しか表象しないが、国家が個別的通貨を超えて、その総和である通貨総量を全体的に引受することによって、個別的貨幣に対応する個別的通貨から全体に対応する全体的通貨となる。つまり、これによって、通貨発行権を委譲された国家が発行する貨幣総量は、引受総量すなわち実物財（商品など）の価値総量と等価的に対応しなければならぬ制約が生まれることになるのである。

やはり、経済を健全にするためには、通貨についてはストックの視点を物差しに使う「本位制」によるべきである。ところが、金本位制などはストック視点ではあったが、金（gold）の価値総量と国富（national wealth）の価値総量とは一致しない。この点でいう国富とは、国家の保有する流通財の価値総量であるから、国家の金保有量は国富の一部を構成するに過ぎないで、常に「国富 \vee 金」の不等式となる。金本位制が崩壊した原因は、結局のところ、絶対に克服できないこの不等式のためであった。

国富本位制の採用

ところで、通貨を保持していることは、自己が欲するものが見当たるとは解らないが、どこかにこの通貨と交換できる何かしらの流通財が存在しているという信頼がなければならぬ。これが通貨制度を維持するについて必要なことである。その信頼を維持するためには、もう一度アダム・スミスの「国富」の意味を思い出せばよい。金銀を保有することが国益ではなく、人々の生活に必要な豊かな流通財が存在すること

このように考えてくると、貨幣総量は、国民経済において流通しうる財の価値総量に対応することになる。この流通財の価値総量は、一定時期（決算期末）における流通財の残高ということになる。これは、フローとストックの区別としてはストックであり、損益計算書（P/L）と貸借対照表（B/S）の会計学的区分からすると、B/S勘定なのである。

ストックの領域である通貨総量の認識に関して、金本位制、銀本位制の時代までは、ストックの視点に立っていた。金銀の保有量というストックの視点だったのである。ところが、管理通貨制（無本位制）に移行すると、いきなりフローの視点に変更してしまった。管理通貨制でも、原則として発行限度を決めたのであれば、ストックの視点は維持しなければならぬ。ところが、実質的には発行限度を設けなくなり、青天井になった途端に、通貨に関して専らフローで測定することにした。どのような理由によるものか、何の説明もないが、そのようにしてまで誤魔化さないとドル体制を維持できないということである。

なのである。

つまり、国家の保有する流通財の価値総量である「国富」が、貨幣総量を決定づける本位でなければならぬのである。

この国富本位制を実現するためには、政府の外に存在する中央銀行に委ねられてきた通貨発行権を国家が取り戻した上で、最終的には、銀行券（日銀券）と政府紙幣（国内通貨）とを一对一の交換比率で等価交換する措置がとられる必要がある。

普遍性のある制度理論は、常に単純なものでなければならず、それに基づく具体的な制度は簡素なものではない。財（流通財）と貨（通貨）を均衡させる「財貨均衡原則」に基づいて、国富を本位とする「国富本位制」を実現させるこそが我が国だけに留まらず世界各国で採用されるべき唯一の通貨制度であると確信する。

結びに、本連載は本党最高顧問の南出喜久治弁護士著書「国体護持総論」（国体護持塾HP）を踏襲させていただいた。先生にはこの場を借りて厚くお礼申し上げます。